

人材紹介契約書

株式会社（以下、甲という）と株式会社アイキカク（以下、乙という）は、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙が委託を受けた職位職務要件に該当する人材情報に基づいてコンサルティングを実施した上で甲に必要な人材を紹介する。

第2条（報酬の発生）

1. 本件業務に対する乙の報酬（以下「人材紹介料」という）は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該人材（以下「採用決定者」という）が甲に入社した時点で発生する。
2. いかなる事由にかかわらず、乙が紹介した人材が直接、もしくは間接的に甲に紹介日から12ヶ月以内に採用に至った場合、甲は乙に対して第3条で定めた金額を支払うものとする。
3. 採用決定者が入社意思を書面もしくは電子メールにて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合及び試用期間中の退職は、人材紹介料は発生しないものとし、乙は甲に対して上記に伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第3条（人材紹介料の請求、支払いおよび報酬額）

甲は、採用決定者が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

- ① 人材紹介料：採用決定者の年収の**30%**及び消費税相当額
- ② 支払日：採用決定者が甲に入社した日の属する月の翌月末に甲は乙に報酬の全額を支払うものとする。

第4条（人材紹介料に係る請求書等）

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

第5条（短期退職時の手数料の取扱い）

1. この契約に基づき甲が採用した採用決定者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた人材紹介料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

・1ヶ月未満で退職した場合 80%に相当する額

・2ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

・3ヶ月未満で退職した場合 20%に相当する額

2. 採用決定者が、専ら甲の都合により短期退職をすることになった場合は、本件報酬の返戻は、行なわないものとする。

第6条（個人情報保護及び秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を

含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。
3. 甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

第 7 条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

1. 本件契約時において、甲または乙(甲または乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲または乙が、暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

第 8 条 (有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

この契約の有効期間は 平成 30 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲・乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、さらに 1 年間同条件で更新するものとする。

第 9 条 (信義則)

この契約に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定する。

第 10 条 (合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本合意成立の証として本証 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 2 月 31 日

甲：

代表取締役

乙：東京都千代田区岩本町 3-2-2

千代田岩本ビル 8F

株式会社アイキカク

代表取締役 三鼓 亘